

公立大学法人神戸市看護大学内部質保証推進会議規程
(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき、大学の教育研究活動等の質及び学生の学修成果の水準を自ら保証し、改善・向上に努める内部質保証を統括する組織として、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学内部質保証推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（構成）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 総務・施設担当理事
- (3) 教学・学生支援担当理事
- (4) 研究・地域貢献担当理事
- (5) 図書館長
- (6) 理事長が指名する教職員

（委員長及び副委員長）

第3条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副理事長を、副委員長は総務・施設担当理事をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 第2条第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

- 2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

（部会）

第5条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会にそれぞれ部会長を置き、部会長は部会を代表する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

（招集及び議事）

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、推進会議を招集しなければならない。
- 4 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 推進会議は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
(所掌事項)

第7条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部質保証の体制および実施に関する事項
- (2) 自己点検・評価に関する事項
- (3) 認証評価その他外部評価に関する事項
- (4) 中期目標、中期計画等に関する事項
- (5) FD及びSDに関する事項
- (6) 大学全体の学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針および入学者受入の方針に関する事項
- (7) 教育内容および教育方法の改善に関する事項
- (8) その他内部質保証の推進に関する事項

(議事録の作成)

第8条 委員長は、推進会議を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。

(施行細則の委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市看護大学自己点検評価委員会規程（2019年4月規程第8号）、公立大学法人神戸市看護大学F D・S D委員会規程（2023年3月規程第19号）は、廃止する。